

みやぎけんちじせんきょ こうかいしつもん かいとういちらん

宮城県知事選挙 公開質問 回答一覧

投票日 2025年10月26日(日)

この度「婚姻制度について考える宮城県民有志」は、2025年宮城県知事選候補者へ、公開質問状を送りました。時間の都合上、質問内容は3点に絞り、主にパートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の県単位での導入に関してです。原文のまま回答を公開します。投票日直前での行動であったため、一部候補者からは回答が得られない可能性があります。何卒、お含みおきください。

回答のあった順に掲載します。時間の都合により、音声データが作成できなかったことをお詫びいたします。

10月21日:各候補者へ質問状をFAX、メールで送付(電話にて回答のお願い)

10月22日:金山氏のみ郵送済。ゆさ氏、村井氏、伊藤氏より回答あり

公開質問 内容

質問1.

宮城県単位での、パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入を検討しているかどうか教えてください。

→「検討しない」場合は理由をお聞かせください。

(質問理由)

候補者の皆さまの多くが「子育て支援」や「格差の解消」、「誰も取りこぼさない」などの言葉を掲げていらっしゃいます。一方で、パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度について
の見解が一切聞かれません。これらはまったく無関係ではありません。そもそも社会が多様であり、その多様性に制度が追いついていないのが現実です。その制度作りが政治家の第一の仕事であるためです。

質問2.

仙台市のパートナーシップ制度導入が、政令指定都市では最後であったこと、宮城県内としてでは初であったことについて、これから県政を担う立場としてどう考えているか教えてください。

(質問理由)

前提として、パートナーシップ制度は婚姻制度とはまったく別であり、「結婚」とは対等な権利ではありません。パートナーシップ制度利用者が引越しなどの必要がある場合、引越し先の自治体がパートナーシップ制度を運用しているかどうか、引越し元自治体と連携可能なのか、などといった、本来であれば必要のない手間が生まれます。県全体で導入することで、今まで婚姻制度すら利用できなかった方々にとって数少ない一助となるからです。また、ファミリーシップ制度については、導入自治体が少なく、東北では盛岡市をはじめ岩手県の多数自治体、福島県の一部自治体のみとなっています。

参考:マリッジ・フォー・オール・ジャパン 情報データベース

<https://www.marriageforall.jp/database/partnership/>

質問3.

選択的夫婦別姓に賛成ですか。

→「反対」の場合は理由をお聞かせください。

(質問理由)

世界で夫婦の姓を強制しているのは日本だけです。旧姓利用の議論もありますが、まったく現実に即したものではないことは、政治にかかわる皆さまの方がお詳しいと存じます。

回答一覧

ゆさ みゆき氏 無所属

質問1への回答

ゆさみゆきは、パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入に賛同する立場です。知事に当選しましたら、宮城県としてのパートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入に取り組めます。(この政策をプレス向けに配布した政策集には書き込んでおりましたが、有権者の皆様の目に触れるチラシや公報等には書き込んでおりませんでした。申し訳ありませんでした)

「そもそも社会が多様であり、その多様性に制度が追いついていない。その制度づくりが政治家の第一の仕事」というご意見に深く共感いたします。

質問2への回答

仙台市のパートナーシップ制度導入が政令指定都市で最後であったこと・県内では初めてであったことは、本県の多様な婚姻のあり方・パートナーシップのあり方に対する理解の遅れの表れであり、行政の側からの啓発が必要であると考えます。ゆさみゆきは、県としてのパートナーシップ制度・ファミリーシップ制度導入が必要であると考えます。

質問3への回答

ゆさみゆきは、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成です。

ゆさみゆきは、自ら事実婚を選択し、一貫して選択的夫婦別姓制度の実現を訴えてきました。

ゆさみゆきは、1995年に「普通の市民、普通の女性の政治参加」「任期中に結婚、出産、育児を経験する」と公約を掲げて初当選。実際に1996年に結婚（事実婚）、1997年に長男を、2000年に長女を出産しました。現職県議で出産を経験するのはゆさみゆきが初めてであり、当時は宮城県議会に産休や育休の制度がなく、自身の経験を踏まえて女性議員の環境向上に取り組んできました。このように、ゆさみゆきは「当事者」として、この問題を捉え取り組んでまいります。（下の河北記事をご参照ください）

<https://kahoku.news/articles/20250901khn000010.html>

村井 よしひろ（むらい よしひろ）氏 無所属

質問1への回答

パートナーシップ制度については、県内でも、仙台市や栗原市が既に導入し、理解が深まってきている一方で、県には、制度の導入に否定的な意見が寄せられている状況もあることから、引き続き、市町村と連携した研修会等を実施し、県民の理解促進を図っていく必要があると考えます。

質問2への回答

パートナーシップ制度は、住民に身近な行政事務を担う市町村において、住民の方々の理解を得ながら、議論や検討が進められていくことが望ましいと考えており、仙台市においては、そうした議論や検討を踏まえて、制度が導入されたものと認識しております。多様性のある社会の実現に向けて、仙台市の制度導入による県内各市町村への広がり期待しているところです。

質問3への回答

選択的夫婦別姓の導入に必要な民法改正については、婚姻制度や家族の在り方に関係する重要な問題であることから、十分な議論の上、国において国民が納得する形で結論を出していただきたいと考えます。

伊藤 修人(いとう しゅうと)氏 無所属

質問1への回答

戸籍、住民票の事務は国及び基礎自治体の所掌事務であり、県が直接関与する余地は余り大きいものではないと存じます。

その中で、基礎自治体に対しパートナーシップを横展開する様働きかけるなど、県として必要な措置を検討して参ります。

質問2への回答

誰もが、大切なパートナーと共に暮らせる制度は性的志向に関わらず必要なことであると存じますし、県内全ての自治体で同様の制度が実現させる事を期待します。

(ここから先は雑談です。反面、そもそも論ですが哲学を専攻していた立場からすると、「排他的に性行為を行う関係性である事を公的に認証する事で税や社会保障の優遇が受けられる制度(結婚の事)」自体がナンセンスだとも感じます。)

質問3への回答

賛成に当たるかどうかの判断はお任せしますが、旧姓、新姓両方共に法的に認められる名前とする事が、当面の落とし所と感じます。

(ここから先も雑談ですが、旧姓で生活している立場としては、世の中夫婦別姓賛成派、反対派共々名前にこだわり過ぎだと感じます。多くの人間は他人によって付けられた名前で

生活していると思いますが、マイナンバー制度が始まった現在に置いて、名前は個人を同定する要素としては弱いものであります。SFチックではありますが、個人同定の主要素はマイナンバーと生体情報にして、名前は各々好きに名乗っても良いのではないかと感じます。)

10月23日時点

- ・和田政宗(わだまさむね)氏からは、まだ回答いただいております。
 - ・金山屯(かなやまじゅん)氏からは、まだ回答いただいております。
- 郵送のため回答いただけない可能性があります。

※上記お2人は回答を受け取り次第、公開いたします。

「婚姻制度について考える宮城県民有志」

協力団体: go.vote.miyagiさま、she-sowさま

bluesky @barabra-kenmin.bsky.social

Instagram @barabara_demo_kenmin

今回の質問状送付に関しまして、たいへん多くの方々からご協力をいただきました。有志としてお心を寄せてくださっている皆さまもいらっしゃるかと思います。

この場を借りて、重ねて御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

また、個人のアクションとしての反省点や学んだことを、ぜひ関心のある皆さまと共有できればと考えています。知事選が終わり次第、まとめる予定です。行動したいけど...という方へわずかでも一助となれば幸いです。

政治に取りこぼされている方々へ、あなたは決してひとりではありません。

以上